

秩父郡市にお住まいの5歳以上の皆様へ

新型コロナウイルスワクチン

# 令和5年秋開始接種のご案内

## (オミクロン株XBB.1.5対応1価ワクチン)

令和5年9月12日

**接種費用は  
無料です**

- ◆ 2・3・4・5・6回目のワクチン接種をされた方へ、現在の流行主流株であるオミクロン株XBB.1.5対応1価ワクチンの接種のご案内です。
- ◆ 対象者は、過去に1・2回目接種を済ませた5歳以上の方です。前回接種日からの間隔はファイザー・モデルナともに3か月以上です。  
※現在4歳でも、令和6年4月1日までに5歳になる方へは接種券をお送りしています。
- ◆ 秩父地域での接種開始は、集団接種は9月23日から、個別接種は10月10日からです。

接種を希望される方は、以下の手順により、予約した上で接種を受けてください。

### ワクチン接種の予約について

**資料作成日以降の国の決定事項等により、  
記載内容から変更になる場合があります。**

#### 1. 接種できる日を確認する

前回の接種日から3か月が経過した日以降に接種可能です。

#### 2. 接種会場、日時の候補を決めて予約する（電話もしくはLINE）

予約の受付開始は、下表のとおり予約日時点の年齢により段階的に行います。

別紙②から接種会場を選び、接種日程の候補を決めて予約してください。予約する日から30日先までの接種日を予約できます。

- ・ 接種日時点で5～11歳の小児は、小児接種実施の医療機関から小児用の予約を選択してください。
- ・ 11歳の方で接種日が12歳の誕生日前日になる場合は、一般(12歳以上)と同じ予約になります。

予約できる年齢区分（予約日時点年齢）	70歳以上	65歳以上	5歳以上
予約受付開始	9月15日(金) 午前8:30～	9月20日(水) 午前8:30～	9月25日(月) 午前8:30～

#### 【電話の場合】 ※かけ間違いにご注意ください。

①秩父郡市共通のコールセンターに電話をしてください。

**☎ 050-2018-2795**

受付時間 8時30分～17時15分（平日のみ）

②オペレーターに以下の事項を伝えてください。

- 住民票のある市町
- 宛名が記載された書類の  
右上にある「接種券番号」の下6桁
- 生年月日 ● 希望の接種会場、日時 ● 電話番号

自治体コード：113620

接種券番号：2100012345

**予約時には  
宛名が記載された書類を  
手元に用意してください  
※接種当日も使用します**

#### 【LINEの場合】 24時間対応

①右記のQRコードを読み取り「秩父市」を友だち追加します。→→→→→  
※QRコードが読み取れない方は、LINE IDで「@chichibu\_city」を検索して、友だち追加してください。

②自動返信で届くメッセージに従い入力を進めてください。

③個人識別番号入力の際は、皆野町にお住まいの方は接種券番号の下6桁の最初に「3」をつけた7桁の番号を入力してください。

※LINE予約はスマートフォンをお使いください。タブレット等は使用しないでください。

※詳しい操作方法について町ホームページに手順を掲載しています。

\* 基礎疾患がある方は、接種についてあらかじめかかりつけ医にご相談ください。

\* 引越などで住所が変わった場合は予診票の再発行が必要になりますので、引越先の市区町村の担当窓口へお問い合わせください。



## ワクチン接種当日に持参するもの

- ①「**予診票**」…事前に必ず記入をお願いします。  
※接種当日に医師による「予診のみ」になって予診票を使用した場合は再発行が必要です。
- ②「**予防接種済証（臨時接種）**」…左上に宛名が書かれた書類です。
- ③**本人確認書類**（健康保険証・運転免許証・マイナンバーカード等）  
※氏名・生年月日・住所が確認できるものをご持参ください。  
※万が一、副反応が起きた場合は健康保険証が必要となります。

接種当日は  
肩の出しやすい  
服装でお越しください

### ①～③の3つを必ず持参してください。

【封筒の中身一式と本人確認書類をお持ちください】

5～11歳の小児は、母子健康手帳も持参してください。



## ワクチンについて

### ○ワクチンの種類:オミクロン株XBB.1.5対応1価ワクチン

- ・ファイザー社製ワクチン(5歳以上) 5～11歳はファイザー(小児用)のみです。
- ・モデルナ社製ワクチン(12歳以上)

※国からは一定の割合で2種類のワクチンが配分されるため、それぞれのワクチン数に限りがあります。  
※秩父地域では、接種会場ごとに取り扱うワクチンが異なります。予約時にご確認ください。

### ○接種期間と回数:令和6年3月31日までの接種期間中に1人1回

### ○接種間隔:前回接種日から3か月以上

- ・前回接種日が6月30日 → 9月30日以降の日であれば接種可能です。
- ・他の予防接種を受ける場合は、インフルエンザワクチン以外は原則として前後に13日以上の間隔を空けてください。

ワクチンに関する説明書をよく読んでから接種してください。

説明書は国からの公表後、皆野町ホームページや接種会場などでご覧いただけます。

## 努力義務について

接種を受けるよう努めなければならない「努力義務」規定は、65歳以上の方及び基礎疾患を有する方その他重症化リスクが高いと医師が認める方にのみ適用されます。

### 【接種を受ける際の同意】

- 接種については予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意思で接種を受けてください。
- 受ける方の同意なく接種が行われることはありません。
- 職場や学校、周りの方に接種を強制したり、接種を受けていない方に差別的な扱いをすることがないようにお願いします。

### 【その他】

- ワクチン接種後に健康被害が生じたときは、予防接種法に基づく救済を受けることができます。
- ワクチン接種による詐欺に注意してください。ワクチン接種に関してお金や個人情報を電話で求めることはありません。

出典:厚生労働省ホームページより

### 【その他の問い合わせ】

医学的知見が必要となる専門的な相談は埼玉県新型コロナワクチン専門相談窓口へお問い合わせください。  
また、ワクチンの詳しい情報については厚生労働省のコールセンターやホームページをご利用ください。

<埼玉県新型コロナワクチン専門相談窓口>

☎ 0570-033-226 (24時間、土日・祝日も対応)

<厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター>

☎ 0120-761-770(フリーダイヤル) \* 受付時間:9時00分～21時00分(土日・祝日も実施)

<新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省の電話相談窓口>

☎ 0120-565-653(フリーダイヤル) \* 受付時間:9時00分～21時00分(土日・祝日も実施)

お問合せ先:皆野町役場 健康こども課

☎ :62-1288 FAX:62-2791